

公 告

下記のとおり保税蔵置場の許可が失効したので、関税法第47条第2項の規定により公告する。

記

- 1 被許可者の住所及び名称
神奈川県横浜市中区尾上町五丁目76番地
株式会社明治屋
(法人番号：6020001029171)
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社明治屋 門司
福岡県北九州市門司区東本町二丁目 1 番 2 号
- 3 許可の失効の原因
廃業
- 4 蔵置中の外国貨物の搬出期限
該当なし
- 5 許可失効年月日
令和8年7月31日

令和8年8月1日

門司税関長 弓削 州司